

議案第 6 1 号

羽曳野市観光交流拠点の設置及び管理に関する条例の制定につ
いて

羽曳野市観光交流拠点の設置及び管理に関する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 10 月 7 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、観光交流拠点の設置及び管理に関する事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市観光交流拠点の設置及び管理に関する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(設置)

第 1 条 羽曳野市の観光情報の発信と人の交流の拠点とする施設(以下「観光交流拠点施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 観光交流拠点施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
旧浅野家住宅	羽曳野市軽里 3 丁目 6 番 5 号

(使用の許可)

第 3 条 観光交流拠点施設のうち、別表に掲げる設備(以下「要許可設備」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可を取り消し、又は要許可設備の使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 要許可設備の使用申請に偽りがあったとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は前条の許可に係る条件に違反したとき。
- (3) 第 9 条各号に定める事由が生じたとき。
- (4) 災害その他非常の事態により要許可設備の使用ができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。

(使用料)

第 5 条 第 3 条の許可を受けた者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、当該者は、使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第 6 条 市長は、規則で定める基準に従い、使用料を減額し、又は免除することができる。

る。

(使用料の還付)

第 7 条 市長は、規則で定める基準に従い、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(意見の聴取)

第 8 条 市長は、次条第 3 号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

(使用の制限)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観光交流拠点施設の使用を制限することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物、設備、器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、観光交流拠点施設の管理上支障があると市長が認めるとき。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 3 条、第 5 条関係)

区分	単位	金額
蔵	1 時間	300 円
広場	1 時間	500 円